

一宮監公表第6号

令和2年12月1日

一宮市監査委員 和 家 淳

一宮市監査委員 岸 澤 修

一宮市監査委員 島 津 秀 典

一宮市監査委員 森 ひとみ

補助金等交付団体に対する監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

補助金等交付団体に対する監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査として、補助金等交付団体に対する監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 対象補助金

一宮市国際交流協会補助金（令和元年度交付額4,800,000円）

(2) 補助金等交付団体

一宮市国際交流協会

(3) 所管課

教育文化部生涯学習課

(4) 対象期間及び範囲

- ア 補助金等交付団体の令和元年度の事務執行状況のうち、市が交付している補助金に係る出納その他の事務の執行状況
- イ 前記団体に対する所管課の補助金交付事務

2 監査の着眼点

(1) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

- ケ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- コ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- サ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

(2) 所管関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- エ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- オ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- カ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- キ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- ク 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、その理由等は妥当か。
- ケ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- コ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- サ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- シ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査の対象となった補助金等交付団体及び所管課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

団体関係職員及び所管課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和2年8月25日 ～同年10月29日
監査事務局による 実地調査	生涯学習課、 一宮市国際交流協会事務局	同年8月31日、9月1日
監査委員による 本監査	監査事務局会議室	同年11月27日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった補助金等交付団体の当該補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

- 一宮市国際交流協会
特になし。

- 生涯学習課（所管課）

（1）補助金額の算定根拠の不備

「一宮市国際交流協会補助金交付要綱」では、第3条で「他から補助金等の収入がある場合は、原則としてその補助金等相当額を補助対象経費から控除する」と規定されている。

同協会の歳入には、当該補助金の他に、講座参加者からの受講料などの諸収入、繰越金、県等からの助成金があるが、当該補助金の交付決定及び交付確定の審査において、予備費を除く歳出予算額 5,871,000 円及び歳出決算額 5,571,489 円全てを補助対象経費としており、当該条項と齟齬が生じている。

（なお、予算の定める範囲内において交付されるため、予算額の 4,800,000 円が交付決定額及び交付確定額となっている。）

また、当該条項の「他から補助金等の収入」について、具体的に何が該当し、何が該当しないのかが、明確になっていない。そのため、市補助金以外

の収入のそれぞれについて、その相当額を補助対象経費から控除すべきかどうか判断できない状態となっている。

補助金交付額の妥当性が確保できるよう、補助対象経費の範囲、補助金額の算定方法、次年度繰越金の取扱いについて、補助金交付要綱で具体的に定められたい。

(2) 補助金交付決定及び交付確定の審査内容の不備

補助金等交付団体が提出する補助金交付申請書及び完了報告書において、事業の予算及び決算の明細の添付がなく、市が補助対象経費の具体的内容についての審査を行った記録がなかった。

生涯学習課は市の補助金交付の所管課であるのと同時に、交付先である国際交流協会の事務局を務めており、その双方の事務を同課国際グループが担当しているため、実際に補助対象経費の審査事務を担当する職員は、同協会の事務や報告を通じて経費の内容を把握していることになる。しかしながら、補助金を交付する側である市の文書上、補助対象経費の内容審査を行った記録がなければ、補助の内容について、公文書による市民への説明責任を果たすことができない。いま一度、市の文書事務のあり方を確認し、補助金交付の適正性と透明性を確保できるよう適切な事務処理を行われたい。